

福生市告示第 号

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年条例第47号）第30条第1項の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理計画について、次のとおり定め、これを告示する。

令和6年4月1日

福生市長 加藤育男

令和6年度一般廃棄物処理計画

- 1 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 区 域 福生市内全域
- 3 一般廃棄物処理計画内容

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区分	年間発生量	年間処理量
1 塵芥（家庭系）	13,368t	13,368t
燃やせるごみ	8,675t	8,675t
燃やせないごみ	528t	528t
資源物	3,466t	3,466t
粗大ごみ	668t	668t
枝木・葉	10t	10t
有害ごみ	21t	21t
2 塵芥（事業系）	1,797t	1,797t
3 し尿	73kℓ	73kℓ
一般家庭及び事業活動・不特定多数が使用する便所	55kℓ	55kℓ
浄化槽汚泥	18kℓ	18kℓ

※ 家庭系には、1回につき燃やせるごみ又は燃やせないごみについては40リットル相当袋2袋（合計12キログラム）、缶、金属、スプレー缶、プラスチックボトル、ビン又はペットボトルについては45リットル相当ポリバケツ1個、新聞、雑誌・雑紙若しくは古着・古繊維については2束、ダンボールについては10枚、硬質プラスチック、容器包装プラスチック、小型家電又は有害ごみ（スプレー缶は除く。）については40リットル相当袋1袋（6キログラム）以内の廃棄物を適正に排出できる事業所から排出された事業系廃棄物を含む。

(2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項

- ア ごみの発生抑制、再使用及び再生利用（3R運動）に係る啓発並びに広報活動
- イ 清掃だより発行
- ウ フードドライブの実施
- エ リサイクルプラザでのリサイクル品販売
- オ ダンボール生ごみ処理器及びペットボトル水切り器の動画配信、家庭用生ごみ堆肥化容器貸与制度
- カ 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員制度

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種類	分別区分
燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、木くず、革製品（衣類以外）、ゴム製品、軟質プラスチック製品、電磁的記録媒体、草等
燃やせないごみ	ガラス、陶磁器又は複合製品
資源物	ダンボール
	新聞
	雑誌・雑紙
	古着・古繊維
	缶
	金属
	ビン
	ペットボトル
	プラスチックボトル
	硬質プラスチック
	容器包装プラスチック
小型家電 （使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく制度対象品目のうち、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく指定再資源化製品及びバッテリー内蔵の製品を除く。）	
粗大ごみ	1辺の長さが50cm以上の家具、家電等の家庭用製品等（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく指定再資源化製品を除く。）
枝木・葉	長さ150cm、太さ10cm以内の剪（せん）定された樹木の枝又は葉で4袋（束）以上排出されたもののうち、資源化できるもの
有害ごみ	バッテリー内蔵の製品、電池、蛍光灯、水銀体温計等
動物の死体	飼い犬、飼い猫若しくは飼い主の不明な動物の死体又はへい死鳥獣
し尿	し尿、浄化槽汚泥

(4) 一般廃棄物の適正処理の方法

ア 家庭系ごみ

種類	収集回数	収集方法	処理方法	
燃やせるごみ	週2回	戸別収集	西多摩衛生組合で焼却後、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化	
燃やせないごみ	4週に1回	戸別収集	リサイクルセンターで資源化物を選別し、可燃性残渣（さ）は、西多摩衛生組合で焼却後、焼却灰を東京たま広域資源循環組合でエコセメント化し、不燃性残渣は焼却並びに焼成及び造粒	
資源物	ダンボール	2週に1回	戸別収集	専門業者へ売却
	新聞、雑誌・雑紙	2週に1回	戸別収集	専門業者へ売却
	古着・古繊維	4週に1回	戸別収集	専門業者へ売却
	缶、金属	2週に1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、専門業者へ売却
	ビン	2週に1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、専門業者へ売却

資源物	ペットボトル	2週に1回	戸別収集	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく再商品化事業者へ引渡し
	プラスチックボトル、硬質プラスチック	2週に1回	戸別収集	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化事業者へ引渡し又は専門業者へ売却
	容器包装プラスチック	週1回	戸別収集	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化事業者へ引渡し
	小型家電	4週に1回	戸別収集	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者へ引渡し又はリサイクルセンターで選別後、専門業者へ売却
粗大ごみ	随時	戸別収集又は直接持込	リサイクルセンターで収集後、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく制度対象品目は、同法に基づく認定事業者へ引渡し又は専門業者へ売却。家具等の再使用可能なものは補修後リサイクルプラザで販売。その他は破碎後、資源化物を選別し、可燃性残渣は、西多摩衛生組合で焼却後、焼却灰を東京たま広域資源循環組合でエコセメント化し、不燃性残渣は焼却並びに焼成及び造粒	
枝木・葉	随時	戸別収集又は直接持込	民間施設において西多摩衛生組合で使用する活性炭化	
有害ごみ	4週に1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、専門業者へ引き渡し	
動物の死体	随時	戸別収集又は現場収集	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、専門業者による火葬、埋葬等	
し尿	随時	戸別収集	高負荷膜分離処理方式で処理	

#### イ 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らが適正に運搬及び処理するか、又は許可業者に委託して処理を行う。

(5) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する占有者又は事業者の協力義務の内容

ア 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進

イ 事業系一般廃棄物排出事業者における、自らの責任に基づく適正処理

ウ 物品の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発又は製品の修理体制の確保

エ 再利用可能なものの分別収集

オ 再生品の利用

カ 過剰包装の自粛

キ 市の施策に対する協力

(6) 一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設

ア 一般廃棄物処理施設

(ア) 燃やせるごみ

施設名 西多摩衛生組合環境センター  
所在地 東京都羽村市羽4235番地  
処理方式 全連続燃焼式（流動床炉）  
処理能力 480トン／日（160トン／日×3炉）ただし、1炉は予備とする。  
組織団体 福生市、青梅市、羽村市及び瑞穂町

(イ) 燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物

施設名 福生市リサイクルセンター  
所在地 東京都福生市熊川1566番地4  
処理方式 破砕又は圧縮  
処理能力 33トン／日（5時間）

(ウ) 最終処分場（埋立）及びエコセメント化施設

施設名 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び同組合エコセメント化施設  
所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地  
埋立面積 用地面積約59.1ヘクタール  
開発面積約33.3ヘクタール（埋立地18.4ヘクタール、管理施設等14.9ヘクタール）  
埋立容量 全体埋立容量約370万立法メートル  
（廃棄物埋立容量約250万立法メートル、覆土容量約120万立法メートル）  
埋立期間 平成10年1月から令和10年3月まで（予定）  
（政令に基づく届出期間）  
処理能力 焼却残渣等の平均処理量約300トン／日  
生産能力 エコセメント平均生産量約430トン／日  
組織団体 福生市、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市及び瑞穂町

(エ) 不燃性残渣

a 施設名 オリックス資源循環株式会社  
所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地  
処理方式 焼却及び熔融  
処理量 86トン／年

(オ) 事業系一般廃棄物（一部事業所）

- a 施設名 株式会社西東京リサイクルセンター  
所在地 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3  
処理対象 食品廃棄物  
排出量 6.47トン/月（77.6トン/年）
- b 施設名 バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設  
所在地 東京都大田区城南島三丁目4番4号  
処理対象 食品廃棄物  
排出量 2.0トン/月（24.0トン/年）
- c 施設名 太誠産業株式会社 愛川第1工場  
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町中津6799番地  
処理対象 食品廃棄物  
排出量 0.39トン/月（4.68トン/年）
- d 施設名 株式会社アクト・エア  
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地  
処理対象 食品廃棄物、紙くず  
排出量 10.15トン/月（121.8トン/年）
- e 施設名 株式会社大進緑建 リサイクル事業部  
所在地 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目6番4  
処理対象 木くず及び樹木せん定枝（樹木・草）  
排出量 1.19トン/月（14.3トン/年）
- f 施設名 株式会社Jバイオフードリサイクル  
所在地 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番5  
処理対象 食品廃棄物  
処理量 0.39トン/月（4.68トン/年）
- g 施設名 比留間運送株式会社 伊奈平工場  
所在地 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5  
処理対象 食品廃棄物、紙くず及び木くず  
処理量 5.55トン/月（66.6トン/年）

イ し尿処理施設

施設名 青梅市し尿処理施設  
所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地  
施設所管 青梅市  
処理方式 高負荷膜分離処理方式  
処理能力 18キロリットル/日

- (7) リサイクル推進のための方策
  - ア 分別収集の徹底
  - イ 資源化施設への搬入促進
  - ウ 枝木・葉の資源化
  - エ 不用品の譲渡・売買の啓発
  - オ リサイクル品の販売

#### 4 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第27条に指定する適正処理困難物

- (1) 自動車、バイク、船舶、ジェットスキー、スノーモービル及びその部品（本体、タイヤ、ホイール、マフラー、シート、バッテリー、スプリング等）
- (2) 建築廃材（畳、瓦、柱、内外壁、タイル、ソーラーシステム、便器等）
- (3) 廃油、油脂類（機械及び自動車廃油、塗料等）
- (4) 薬品類（農薬、有毒性物質、殺菌剤、殺虫剤、肥料等）
- (5) 農業用具（農機具、農業用ビニールシート等）
- (6) 土砂類（石、土砂、コンクリート、レンガ、堆肥等）
- (7) 爆発危険物（ガスボンベ、火薬等）
- (8) 医療系廃棄物（注射針、感染性廃棄物等）
- (9) その他の処理困難物（耐火金庫、消火器、ドラム缶、ピアノ、電動車いす、エンジン、モーター、業務用事務機器等）

#### 5 その他

- (1) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- (2) 排出場所は、戸別収集については公道に面した敷地内とする。なお、共同住宅については公道に面した敷地内に、当該共同住宅の占有者又は所有者が市長と協議の上設置した集積場所とする。
- (3) 1回につき燃やせるごみ若しくは燃やせないごみについては40リットル相当袋2袋（合計12キログラム）、缶、金属、スプレー缶、プラスチックボトル、ビン若しくはペットボトルについては45リットル相当ポリバケツ1個、新聞、雑誌・雑紙若しくは古着・古繊維については2束、ダンボールについては10枚、硬質プラスチック、容器包装プラスチック、小型家電若しくは有害ごみ（スプレー缶を除く。）については40リットル相当袋1袋（6キログラム）以内の廃棄物を適正に排出できる事業所は、一般家庭と同様に戸別収集することができる。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、収集運搬業に供する施設及び能力を有し、継続的な作業場所（排出事業所）を確保している者又は確保する予定がある者でなければならない。また、焼却により発生する二酸化炭素の排出を抑制することを目的に、廃棄物を資源化できる施設において処理するよう努めなければならない。
- (5) 広域支援協定に基づく受入れが決定されたときには、他市町村の不燃物、資源物を受け入れることができる。
- (6) 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第32条の3の市長が指定する者には、市内における町会若しくは自治会又は各種住民団体を含める。